

群馬県緊急経営改善資金融資促進制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、売上げ減少等の影響を受ける中小企業者等が過去に借り入れた県制度融資を借り換える資金の融資を促進し、月々の返済負担を軽減することにより経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

次の要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる者（農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、生活衛生同業組合連合会、酒造組合中央会及び酒販組合中央会を除く。）であって、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する風俗関連特殊営業を除く。以下「特定事業」という。）を行うものをいう。

イ 中堅企業

資本金5億円未満の会社で特定事業を行うもの（アに掲げる中小企業者を除く。）をいう。

ウ その他の法人

群馬県企業立地促進資金及び群馬県災害レジリエンス支援資金貸付要綱に基づく融資の既往債務を有し、特定事業を行うもの（アに掲げる中小企業者及びイに掲げる中堅企業を除く。）をいう。

(2) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

(貸付け)

第3条 この要綱に基づく融資を実行した年度については、当該融資での借換えにより繰上償還となった既往債務に係る預託をもって、当該融資に係る預託とみなす。

2 当該融資を実行した翌年度以降については、知事は、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

3 前項の金融機関への預託の条件等については、別に知事が定める。

(融資条件等)

第4条 この要綱に基づく融資の条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 融資対象者

県制度融資（群馬県小口資金融資促進制度要綱、群馬県小規模企業事業資金融資促進制度要綱、群馬県経営サポート資金融資促進制度要綱〔ただし、群馬県経営サポート資金借換事務取扱要領により実施する借換えに限る。〕及び群馬県中小企業再生支援資金融資促進制度要綱で借換えの対象としている資金を除く。）の既往債務を有する中小企業者等で県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないもので、次の要件のすべてに該当するもの

ア 経済的環境の変化により、業況が悪化（投機的な不動産、株式等の取引等によるものを除く。）し、一時的な経営の安定に支障を生じている者または経営改善に積極的に取り組む者で、別表各号のいずれかに該当する者

イ 取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者

(2) 資金使途

県制度融資既往債務借換えのための資金

(3) 融資限度額

県制度融資（群馬県小口資金融資促進制度要綱、群馬県小規模企業事業資金融資促進制度要綱、群馬県経営サポート資金融資促進制度要綱〔ただし、群馬県経営サポート資金借換事務取扱要領により実施する借換えに限る。〕及び群馬県中小企業再生支援資金融資促進制度要綱で借換えの対象としている資金を除く。）の既往債務残高

(4) 融資期間

10年以内（内据置期間1年以内。ただし、融資実行日から起算し、1年後の応答日までに1回目の償還日が到来することを要す。）

(5) 融資利率

年1.7%以内

保証協会の保証を付した場合 責任共有制度対象外 年1.3%以内

責任共有制度対象 年1.35%以内

(6) 信用保証

既往債務に保証協会の信用保証を付している場合に限り信用保証を付す。

(7) 担保・保証人

金融機関等の定めるところによる。ただし、原則として、既往債務の条件に比べて中小企業者が不利にならない条件とする。

(8) 償還方法

年1回以上の元金均等分割償還

(申込手続)

第5条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、融資を希望する金融機関に次に掲げる書類を添えて、当該金融機関所定の融資申込みを行うものとする。

(1) 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書

(2) 許認可証等の写し（許認可等を必要とする場合に限る。）

(3) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書

(4) 別表の対象要件の確認に必要な資料

(5) その他金融機関等で必要とする書類

2 前項の融資申込みを受けた金融機関は、別に定める借換要件確認票（以下「確認票」という。）により借換要件の確認を行うとともに、群馬県緊急経営改善資金融資申込事前連絡書（別記様式第1号）（以下「事前連絡書」という。）を作成し、融資の実行前に、速やかに知事に確認票（経営改善要件にあつては、確認票及び事業計画書）及び事前連絡書を送付するものとする。また、信用保証付き融資である場合にあつては、保証依頼を行う際に保証協会にも確認票（経営改善要件にあつては、確認票及び事業計画書）及び事前連絡書を送付するものとする。

(融資の報告等)

第6条 金融機関は、この要綱に基づく融資を行ったときは、群馬県緊急経営改善資金融資実行報告書（別記様式第2号）（以下「融資実行報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 金融機関は、第1項の規定により提出した融資実行報告書の内容に変更が生じた場合は、別に定める融資変更報告書を知事に提出しなければならない。

(預託の停止)

第7条 知事は、この要綱に基づく融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づき規定に違反して融資を行ったときは、第3条第2項の預託を行わないことができる。

(1) 偽りその他不正行為により融資を受けたとき。

(2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき。

(3) この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(損失補償)

第8条 知事は、保証協会がこの要綱に基づく融資について保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額（元本に相当する金額に限る。）に対し、別に締結する契約により、予算の範囲内にお

いて損失を補償するものとする。

(報告等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資を受けた者、融資を行った金融機関又は保証協会に対し、融資の状況等について報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度に実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.58分の1、信用金庫及び信用組合にあっては1.89分の1、商工組合中央金庫にあっては2.93分の1」とする。
- 3 平成16年度に実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.58分の1、信用金庫及び信用組合にあっては1.89分の1、商工組合中央金庫にあっては2.93分の1」とする。
- 4 平成17年度に実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.58分の1、信用金庫及び信用組合にあっては1.89分の1、商工組合中央金庫にあっては2.93分の1」とする。
- 5 平成18年度に実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.58分の1、信用金庫及び信用組合にあっては1.89分の1、商工組合中央金庫にあっては2.93分の1」とする。
- 6 平成19年度に実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.61分の1、信用金庫及び信用組合にあっては2.01分の1、商工組合中央金庫にあっては2.80分の1」とする。
- 7 平成20年度に実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.61分の1、信用金庫及び信用組合にあっては2.28分の1、商工組合中央金庫にあっては3.00分の1」とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、平成21年1月1日から平成21年3月31日までに実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「銀行及び商工組合中央金庫にあっては2.94分の1、信用金庫及び信用組合にあっては2.49分の1」とする。
- 9 平成21年度に実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「3.45分の1」とする。
- 10 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）の施行に伴う時限措置として、次の各号の措置を実施する。
 - (1) 平成21年12月24日から平成25年3月31日までの間に限り、第4条第1号ア中「経営の安定に支障を生じている者で、別表各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「経営の安定に支障を生じている者」とする。
 - (2) 平成21年12月24日から平成25年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(1)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に1年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
 - (3) 平成21年12月24日から平成25年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(2)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に2年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
 - (4) 平成21年12月24日から平成25年3月31日までの間に限り、第5条第2項に定める確認票による借換要件の確認及び確認票の送付は要しないものとする。
- 11 平成22年度に実施する融資に限り、第3条第3項中「2分の1」とあるのは、「3.45分の1」とする。

- とする。
- 12 平成 23 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 3 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 13 平成 22 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 14 平成 24 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 3 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 15 平成 23 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 16 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）の期限到来に伴う時限措置として、次の各号の措置を実施する。
- (1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、第 4 条第 1 号ア中「経営の安定に支障を生じている者で、別表各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「経営の安定に支障を生じている者」とする。
 - (2) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4(1)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 1 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
 - (3) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4(2)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 2 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
 - (4) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、第 5 条第 2 項に定める確認票による借換要件の確認及び確認票の送付は要しないものとする。
- 17 平成 25 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 3 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 18 平成 24 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 19 平成 26 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 20 平成 25 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 21 平成 27 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。

- とする。
- 22 平成 26 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 23 平成 28 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.45 分の 1」とする。
- 24 平成 27 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 25 平成 29 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 26 平成 28 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 27 平成 30 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 28 平成 31 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 29 令和 2 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 30 令和 3 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 31 令和 4 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。
- 32 令和 5 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「3.51 分の 1」とする。

別表

-
- | | |
|---|---|
| 1 | 事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組む者（経営改善要件） |
| 2 | 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項第 5 号又は第 6 号に該当する旨の認定を受け、同法第 12 条に定める経営安定関連保証を利用できる者 |
-

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 26 日から施行し、この要綱による改正後の群馬県緊急経営改善資金融資促進制度要綱の規定は、平成 25 年 9 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号アの改正規定は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。